

令和6年3月29日（金）
独立行政法人福祉医療機構
NPO リソースセンター長 小安 俊彦
NPO 支援課長 吉野 勇気
（電話）03-3438-4756
（FAX）03-3438-0218



令和5年度（補正予算）WAM助成の採択結果について

（物価高騰の影響下における生活困窮者やひきこもり状態にある者等の支援に係る民間団体活動助成事業）

独立行政法人福祉医療機構（WAM）は、WAM助成（社会福祉振興助成事業）を通じて、制度の狭間にある福祉課題に対応する民間福祉活動を支援しています。

令和5年度（補正予算）助成対象事業については、外部有識者による審査・評価委員会の審査を経て、82事業（約5億円）が採択されました。また、応募件数は、183事業（約12億円）に上りました。

●WAM助成の目的

物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等に対する支援活動を実施する民間団体の取組みを支援することを目的とします。

●助成テーマ

<物価高騰の影響下における生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援>

- (1) 物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等に対し、社会的つながりを構築・維持する事業
- (2) 生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等の支援を行う民間団体に対し、中間的支援を行う事業

●採択事業の内訳

区 分	応募件数	採択件数	採択金額 (千円)
地域連携活動支援事業 (同一の都道府県内で活動する事業)	154	73	398,180
テーマ(1)	137	66	353,425
テーマ(2)	17	7	44,755
全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 (2つ以上の都道府県内で活動する事業)	29	9	97,335
テーマ(1)	25	9	97,335
テーマ(2)	4	0	0
計	183	82	495,515

●採択事業の内容

- 物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等への相談支援や居場所事業をはじめ、食料支援、住まいの提供、就労支援など個別のニーズに基づくNPOなどの事業が採択となりました。本補正予算事業では、居住支援、ひきこもり状態の者等の居場所事業及び、フードバンクなど食料等の物資を提供することを通じて生活困窮者等を支援する事業を積極的に採択しました。
- 中間的支援事業では、フードバンク体制強化による子ども食堂等の支援の他、支援団体向けの研修や担い手育成事業、関係機関との連携支援などに取組む中間支援団体の事業が採択となりました。

* 採択事業はWAMホームページをご参照ください
(https://www.wam.go.jp/hp/r5wamhosei_naitei/)



<お問い合わせ>

独立行政法人福祉医療機構（WAM）
NPOリソースセンター NPO支援課 TEL:03-3438-4756 FAX:03-3438-0218

令和5年度 社会福祉振興助成事業 募集要領（物価高騰の影響下における生活困窮者やひきこもり状態にある者等の支援に係る民間団体活動助成事業）の概要

1. 助成テーマ

「物価高騰の影響下における生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援」

- (1) 物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等に対し、社会的なつながりを構築・維持する事業
- (2) 生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等の支援を行う民間団体に対し、中間的支援を行う事業

2. 助成概要

※助成対象事業の実施期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日

助成区分	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 物価高騰の影響下において、より一層困難な状況にある生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供その他生活上の支援を行うことにより、社会的なつながりを構築・維持する事業 ② 上記の生活困窮者等の支援を行う民間団体に対して、支援活動の実施にあたっての助言、ネットワークの構築等の中間的支援を行う事業 	
活動の範囲	同一の都道府県内で活動する事業であること。	二つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業であること。
助成金額	50万円～700万円	50万円～900万円 四以上の都道府県を網羅し、大規模かつ広範囲に活動を行う事業の場合 上限2,000万円

3. 助成対象者

通常助成事業の要件に加え、以下の要件を満たす団体。

生活困窮者、ひきこもり状態にある者及び生活困窮家庭の子ども等に対する支援に関する活動を行う民間団体であり、原則として1年以上の活動実績を有すること。

4. その他

- (1) 助成対象経費に正職員人件費（助成事業に従事した時間分）の一部（助成金額の50%まで）を含める。
- (2) 助成対象経費に助成事業専用建物等の「修繕費」を含める。
- (3) 以下のいずれかに該当する事業を積極的に採択
 - ① 住まいの確保に困難を抱える者に対して居住場所を提供する支援であって、関係機関と連携し、緊急的な支援に対応する体制を整備する事業
 - ② ひきこもり状態の者等が落ち着いて安心して過ごす（利用する）ことができる居場所の設置に関する事業
 - ③ 地域のフードバンク等の社会資源と連携したり、フードバンクを運営する等、食料等の物資を提供することを通じて生活困窮者等を支援する事業